

「バリアフリー法逐条解説 2006(建築物)第 2 版」アフターフォロー 2 質問と回答

| 整理 番号 | 該当条例 | 質問 | 回答 |
|----------|----------------------------------|--|---|
| 1 | 法第 17 条 第 4 項 | 認定申請に併せて確認申請を提出した際、建築主事により適合通知を受けることにより確認済証の交付があったものとみなされるが、通常支払われる確認申請手数料はないと考えてよいか。 | 各特定行政庁にお問い合わせください。 |
| 2 | 法第 17 条 第 4 項 | 確認申請とバリアフリー法認定申請の併用で申請する場合は適合通知を発行することにより建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるが、計画通知の場合は同様に扱わないということによいか。 | P10 法第 17 条第 4 項の解説より、国、都道府県又は建築主事を置く市町村には適用されません。 |
| 3 | 令第 4 条 及び 令第 5 条 | 政令第 5 条第 4 号の解説で、類似用途でセレモニーホール、斎場とありますが、結婚式場はこの用途に該当しないと考えるとよいか。 | P21 令第 4 条の解説により、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とするとしているため、所管の特定行政庁にお問い合わせください。 |
| 4 | 令第 9 条 | 物販店舗、銀行以外であればバックスペースを除いての面積算定でよいか。 | P27 令第 9 条の解説では、「物販店舗、銀行など」としており、物販店舗、銀行の用途に限っておりません。 |
| 5 | 誘導基準 省令第 7 条第 3 項 第 1 号 | 誘導基準省令第 7 条第 3 項第 1 号より EV のかごの幅は 140cm だが、幅 130cm の寝台用とすること可能か。 | P55-56 誘導基準省令第 7 条第 3 項第 1 号の緩和規定はないため、EV のかごの幅は 140cm 以上必要となります。 |